

令和6年12月2日以降に新規保険証の発行が廃止されます

△ご注意ください！

(令和6年4月時点)

今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります

※ 今回お手元に届いた保険証は令和7年12月1日まで有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付



カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の診療を
利用いたします

同意する

14日以内の診療
過去の情報を
利用いたします

同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※ 顔認証機能はスマートフォンに接続した上でご利用いただけます。

令和6年12月2日以降、新規保険証の発行が廃止され、(発行済の保険証は令和7年12月1日の有効期限まで使用できます。)[マイナ保険証]に一本化されます。マイナンバーカードを健康保険証として使用するには登録が必要になりますので、必ず登録をお願いします。

「マイナ保険証」を使って医療機関等で受診すると、データに基づく適切な治療法の選択や過剰な投薬防止、高額療養費の限度額適用認定証の事前申請が不要になる等のメリットがあります。詳しくは「大切なお知らせ」と同封のリーフレットをご覧ください。